

# 国保税 7月は国民健康保険税の納税月です

問合せ 仙北市税務課 市民税係 ☎ 43-1117

納税通知書は7月13日の  
発送を予定しています

国民健康保険税は、世帯主が納税義務者となります（地方税法第703条の4）。世帯単位で計算して世帯主あてに納税通知書を送付します。

また、世帯主の方が国民健康保険以外の健康保険に加入していても、同じ世帯のどなたかが国民健康保険に加入している場合は、世帯主が納税義務者となり、世帯主あてに納税通知書を送付します。



## 健康保険の手続きを

忘れていませんか？

国民健康保険は、職場の健康保険と違い、脱退・加入の手続きは自分で行わなければなりません。

加入の届出が遅れると、国民健康保険税は国保加入資格を得た月までさかのぼって納めなければなりません。さらに、被保険者証がないため、その間の医療を受ける際は全額自己負担になります。

また、脱退の届出が遅れると、国民健康保険税を二重に支払ってしまうこともあります。

加入・脱退などの手続きが済んでいない方は、市役所各庁舎・出張所の窓口で早めに手続きをお願いします。

## 税率・課税限度額の変更はありません

国民健康保険は、病気やけがをしたときの医療費にあてるため、加入者全体でお金を出し合っている制度です。

令和3年度の税率は、令和2年度と変更ありません。

医療費などの増加に対し今後の国保運営を維持していくことで、税負担の公平性を保持しつつ被保険者の急激な負担増とならないよう配慮していますので、ご理解いただけますようお願いいたします。

| 医療分   | 所得割率  | 8.90%    |
|---|-------|----------|
| 国保加入者の医療費の支払いに使われます<br>(すべての世帯が負担)                | 均等割額  | 21,000円  |
|   | 平等割額  | 22,000円  |
|   | 課税限度額 | 630,000円 |
| 後期高齢者支援金分   | 所得割率  | 3.00%    |
| 75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度などの費用に使われます<br>(すべての世帯が負担)   | 均等割額  | 7,000円   |
|   | 平等割額  | 7,000円   |
|   | 課税限度額 | 190,000円 |
| 介護納付金分  | 所得割率  | 2.40%    |
| 介護保険制度の運営費用に使われます<br>(被保険者の中に40歳～64歳までの方がいる世帯が負担) | 均等割額  | 9,000円   |
|   | 平等割額  | 4,000円   |
|   | 課税限度額 | 170,000円 |

▲ 令和3年度の税率・課税限度額

## Check

市税の納付は口座振替が  
便利でおすすです！

納付書で納付されている方はぜひ口座振替への切り替えをおすすめします。手続きについては取扱金融機関、税務課または角館・西木市民センターへお申し出ください。

- 必要なもの / 通帳 / 通帳届出印
- ▼ 口座振替を申し込む対象の納付書 / 申込口座のキャッシュカード (市役所の窓口) に提出する場合は
- 取扱金融機関 / 秋田銀行 / 北都銀行 / 羽後信用金庫 / 東北労働金庫 / 秋田おばこ農業協同組合 / ゆうちょ銀行 (郵便局)

## 便利な3つのポイント

- 1 納め忘れがない  
納期限日に自動的に引き落とししますので、納め忘れの心配がありません。
- 2 手間がかからない  
納期限ごとに金融機関などへ出向く必要がありません。
- 3 安心安全  
現金を持ち歩く必要がないため、安全です。

## 軽減判定の基準が一部変更されます

令和3年1月1日施行の個人課税所得（給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替など）に伴い、減額の基準額もあわせて引き上げられます。

また、一定の給与所得者と公的年金等所得者が世帯に2人以上いる場合には、当該見直し後においては国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなることから、その影響をさけるため、次のとおり軽減判定基準を見直します。

※給与所得者とは、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける方。

※国保加入者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移した方を含みます。



| 区分          | 改正前<br>世帯主と国保加入者の所得額     | 改正後<br>世帯主と国保加入者の所得額                              |
|-------------|--------------------------|---|
| 7割<br>軽減基準額 | 33万円 以下                  | 43万円 以下   |
| 5割<br>軽減基準額 | 33万円 + 28.5万円 × 被保険者数 以下 | 43万円 + 28.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1) 以下 |
| 2割<br>軽減基準額 | 33万円 + 52万円 × 被保険者数 以下   | 43万円 + 52万円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1) 以下   |

## 新型コロナウイルス感染症の影響がある方は減免となります

### 減免の対象となる方

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯
- ② 国民健康保険税を全額免除
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少（※）が見込まれる世帯

### ※国民健康保険税の一部減額される具体的な要件

- 世帯の主たる生計維持者について
- ▼ 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- ▼ 前年の所得の合計額が1000万円以下であること
- ▼ 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

### 注意

- ▼ 申請にあたっては、収入を証明する書類（事業収入の帳簿や給与明細など）が必要となります。
- ▼ 持続化給付金などの助成金は「前年の収入」には含まれませんが、「前年の所得」には含んで判定します。

## 減免額(%)

減免額は、減免対象の国民健康保険税額(A×B/C)に減免割合(D)をかけた金額です。

- A 世帯の被保険者全員について算出した国民健康保険税額
- B 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額
- C 主たる生計維持者および世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額
- D 合計所得金額に応じた減免割合 (左記表を参照)

| 合計所得金額に応じた減免割合 (D) |       |
|--------------------|-------|
| 300万円以下            | 全部    |
| 400万円以下            | 10分の8 |
| 550万円以下            | 10分の6 |
| 750万円以下            | 10分の4 |
| 1,000万円以下          | 10分の2 |

※30%以上減少見込みである事業収入における前年中の所得額が0円かマイナスである場合は、Bは0以下となるため、本減免の対象外となります。

※非自発的失業者の方は、非自発的失業者に対する軽減制度の対象となり、給与収入の減収については対象外となります。

# 福祉医療費受給者証の更新のお知らせ

問合せ 仙北市民生活課 国民健康保険係 ☎ 43-3316

次に該当する場合は届出が必要です。  
 ▼健康保険証が変わったとき ▼住所や氏名が変わったとき ▼ひとり親家庭ではなくなったとき (事実婚を含む) ▼転出、死亡したとき ▼身体障害者手帳、療育手帳の等級が変わったとき ▼受給者証を紛失、汚損、破損したとき ▼受給者証の有効期限が切れたとき

健康保険証、身体障害者手帳または療育手帳(障がい者の区分で該当している方)、受給者証、印鑑をお持ちのうえ、お近くの市役所各庁舎・各出張所へ届出をしてください。

## 福祉医療費受給者証をお持ちの方へ

**福祉医療費受給者証が更新されます**

現在、受給者証をお持ちの方で更新が必要な方には、7月上旬に申請書を同封した通知をお送りしますので、ご都合のつく会場で手続きを行ってください(8月1日以降に新たに該当する方については、7月下旬に手続きの案内をお送りします)。

都合により下記日程で更新手続きができない方は、**7月30日(金)以降に角館庁舎の市民生活課国民健康保険係**で手続きを行ってください(7月26日(月)~29日(木)の間は受給者証を交付することができません)。

通知に記載されている必要書類(健康保険証など)は必ずお持ちいただくようお願いいたします。**書類がそろっていないとその場での交付ができません。**

## ▼更新日程

| 期日        | 場所          | 時間         |
|-----------|-------------|------------|
| 7月19日(月)  | 西木総合開発センター  | 9:00~16:00 |
| 7月20日(火)  | 市役所桧木内出張所   | 9:00~16:00 |
| 7月21日(水)  | 市役所神代出張所    | 9:00~19:00 |
| 7月22日(木祝) | 田沢湖総合開発センター | 9:00~19:00 |
| 7月23日(金祝) | 市役所角館庁舎     | 9:00~19:00 |

新型コロナウイルス感染症予防のため、更新手続きへお越しの際は可能な限りマスクの着用、手指の消毒などにご協力をお願いします。

**福祉医療制度について**

福祉医療費助成制度は、乳幼児から中学生までの児童、ひとり親家庭などの児童、高齢身体障がい者および重度心身障がい(児)者の心身の健康保持と生活の安定を図るため、医療費の保険適用分の自己負担相当額を助成する制度です。この制度にかかる費用は、秋田県と仙北市が負担します。

対象となるが申請をしたことがない、受給者証の有効期限が7月31日までとなっているのに7月中に更新の通知が届かないなどの方は、8月2日(月)以降に市民生活課国民健康保険係へお問い合わせください。

## ▼対象となる方

| 対象者          | 対象内容  | 所得制限<br>【所得制限対象者】             |
|--------------|---|-------------------------------|
| 乳幼児と小・中学生(※) | 生まれた日から中学校修了年度の3月31日まで  | なし(区分分けのため所得確認は必要)【父、母】       |
| ひとり親家庭の児童    | ・母子家庭、父子家庭の児童 ・父母のいない児童<br>・父または母が1~2級程度の身体障害者手帳などを持つ家庭の児童<br>▶18歳の誕生日を迎えた日以降の最初の3月31日まで。<br>▶被用者保険本人は該当しません。 | あり<br>【父、母、扶養義務者】             |
| 重度心身障がい(児)者  | 身体障害者手帳1~3級または療育手帳Aを持っている方  | 被用者保険本人のみあり<br>【本人、配偶者、扶養義務者】 |
| 高齢身体障がい者     | 65歳以上の身体障害者手帳4~6級を持っている方<br>▶被用者保険本人は該当しません。  | あり<br>【本人、配偶者、扶養義務者】          |

(※) 乳幼児および小・中学生の自己負担については次のとおりです。  
 ①受給者は、医療機関で自己負担分の半額を負担。ただし、上限は1,000円(1医療機関、1か月ごと、入院・外来・健康保険証別)。  
 ②0歳児は医療機関での自己負担はなし。  
 ③市民税所得割非課税世帯は医療機関での自己負担はなし。

# 国民健康保険からのお知らせ

問合せ 仙北市民生活課 国民健康保険係 ☎ 43-3316

## 認定証をお持ちの方は更新が必要です

70歳未満の方で、「国民健康保険限度額適用認定証」または「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、8月1日以降に各庁舎・各出張所の国保担当窓口で申請してください。

なお、「国民健康保険限度額適用認定証」または「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない方も、申請(国保税に滞納などがある場合、交付できないことがあります)をすること、外来・入院にかかる一医療機関の窓口での支払い(個人単位)が限度額までとなります。



- 申請に必要なもの**
- ▼対象の方の国民健康保険被保険者証
  - ▼窓口に来られる方の本人確認できる身分証明書(運転免許証など)
  - ▼世帯主の個人番号通知カードまたは個人番号カード
  - ▼世帯主の印鑑

## 国民健康保険高齢受給者証更新のお知らせ

現在お使いの「国民健康保険高齢受給者証」の有効期限が7月31日までとなっています。そのため毎年8月1日を基準日として一部負担金(保険医療機関などに支払う)の割合を再判定のうえ更新しますので、8月から新しい高齢受給者証を保険医療機関・保険薬局などにご提示ください。

また、「国民健康保険限度額適用認定証」あるいは「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方も更新となります。該当となる方には申請書をあわせて送付しますので、8月1日以降に市役所各庁舎・各出張所の国保担当窓口で申請してください。

現在お持ちの受給者証、認定証は**8月1日からは使用できません**ので、有効期限が過ぎましたら最寄りの市役所国保担当窓口へ返却していただくか、ご自分で裁断するなどして破棄していただきますようお願いいたします。

## 8月からの医療費が高額になったときの自己負担額は昨年度と変わりありません

| 70歳未満の方 | 所得                   | 区分 | 3回目まで     |                   | 4回目以降     |
|---------|----------------------|----|-----------|-------------------|-----------|
|         |                      |    | 901万円を超える | ア                 | 252,600円+ |
|         | 600万円を超え901万円以下      | イ  | 167,400円+ | (医療費-558,000円)×1% | 93,000円   |
|         | 210万円を超え600万円以下      | ウ  | 80,100円+  | (医療費-267,000円)×1% | 44,400円   |
|         | 210万円以下(住民税非課税世帯を除く) | エ  | 57,600円   |                   | 44,400円   |
|         | 住民税非課税世帯             | オ  | 35,400円   |                   | 24,600円   |

| 70歳以上75歳未満の方 | 所得区分               | 3回目まで     |                   | 4回目以降    |
|--------------|--------------------|-----------|-------------------|----------|
|              |                    | 外来(個人単位)  | 外来+入院(世帯単位)       |          |
|              | 現役並みⅢ(課税所得690万円以上) | 252,600円+ | (医療費-842,000円)×1% | 140,100円 |
|              | 現役並みⅡ(課税所得380万円以上) | 167,400円+ | (医療費-558,000円)×1% | 93,000円  |
|              | 現役並みⅠ(課税所得145万円以上) | 80,100円+  | (医療費-267,000円)×1% | 44,400円  |
|              | 一般(課税所得145万円未満など)  | 18,000円※2 | 57,600円           | 44,400円  |
|              | 低所得者Ⅱ              | 8,000円    | 24,600円           | -        |
|              | 低所得者Ⅰ              | 8,000円    | 15,000円           | -        |

※1 一般、低所得者Ⅰ・Ⅱの方は、まず外来(個人単位)の限度額を適用した後、外来と入院を合わせた世帯単位の限度額を適用します。  
 ※2 8月~翌年7月の年間限度額は144,000円(一般、低所得者Ⅰ・Ⅱだった月の外来の合計額の限度です)

# 加入している皆さまへ

後期高齢者医療の  
保険証が新しくなります

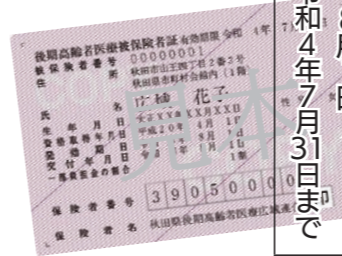
75歳以上の方（一定の障がいのある方は65歳以上）が今までお使いいただいていた後期高齢者医療の保険証が新しくなり、7月下旬に市民生活課から郵送（簡易書留）されます。申請手続きの必要はありません。

8月1日以降は、新しい保険証をお使いください。また、保険証は、被保険者の所得に応じて、病院や薬局の窓口で支払う自己負担割合が1割または3割となりますのでご確認ください。

今までの保険証（やまがき色）  
有効期限 7月31日まで

新しい保険証（紫色）  
有効期限 8月1日～  
令和4年7月31日まで

## 後期高齢者医療制度に



現在お持ちの保険証は8月1日からは使用できませんので、有効期限を過ぎましたら市民生活課、田沢湖・西木市民センターまたは各出張所の健康保険担当窓口へ返却していただくか、ご自分で裁断するなどして廃棄していただくようお願いいたします。

### 現在、認定証をお持ちの方へ

令和3年度の住民税が世帯全員非課税となる世帯の方は、保険適用となる医療費の自己負担限度額（月額）と入院時の食事代が減額になる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。

現在交付を受けている方で、引き続き世帯全員が住民税非課税となる世帯の方については、8月1日から有効となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を保険証と一緒に送付します。

なお、現在交付を受けていない方、または対象になっていなかった方で、8月1日から「限度額適用・標準負担額減額認定証」の対象となる方には、7月上旬に申請書を送付しますので、交付を希望する方は最寄りの市役所窓口で申請してください。

### 医療費通知について

保険証を使って治療や施術を受けた方に「医療費通知書」をお送りします（9月・1月送付予定）。日数や医療費などが記載されたもので、その内容についてお尋ねする場合がありますので、領収書は大切に保管してください。

### 交通事故などにあったとき

交通事故など他人（第三者）の行為によって病気やけがをした場合でも、健康保険で医療を受けることができます。これには届出が必要ですので市民生活課国民健康保険係にご連絡ください。

### 長期に入院（所得区分が低所得Ⅱ）したときの食事代について

入院時の食事代は、低所得Ⅱの認定を受けている期間において、過去1年間の入院日数が90日を超える場合、食事代が減額されます（前の保険の低所得Ⅱ区分での入院日数を合算できます）。この減額の適用を受けるためには、申請が必要となりますので、詳しくは市民生活課国民健康保険係にご連絡ください。

### ジェネリック医薬品に関する差額通知について

ジェネリック医薬品に切り替えることにより、自己負担額を200円以上削減できると見込まれる方に「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りします（7月・1月送付予定）。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、最初に作られた薬（新薬・先発医薬品）の特許が切れてから同等の有効成分を使って作られた安価な薬です。ジェネリック医薬品への切り替えにあたっては、主治医や薬剤師に十分に相談ください。



### 新型コロナウイルス感染症に伴う保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い一定の要件を満たす方については、申請により保険料が減免されます。制度の詳細は、秋田県後期高齢者医療広域連合より送付されるパンフレットをご覧ください（7月上旬に発送予定）。

## 令和3年度の 保険料軽減措置について

後期高齢者医療保険料には、県内の加入者全員に等しく納めていただく「均等割額」と、加入者本人の所得に応じて納めていただく「所得割額」があります。所得の低い世帯の方の均等割額については、世帯主および被保険者の所得に応じて、次のとおり軽減される制度があります。

|  |
|--|
| 保険料  |
|  |
| 均等割額<br>(被保険者全員が等しく負担)<br>43,100円            |
| +  |
| 所得割額<br>(所得に応じて負担)<br>(総所得金額など-43万円) × 8.38% |

| 世帯主および被保険者の総所得金額など  | 均等割の軽減割合 | 軽減後の均等割額 |
|---|----------|----------|
| 基礎控除額 (43万円) + (給与・年金所得者等の合計数-1) ※ × 10万円 以下の場合                   | 7割       | 12,930円  |
| 基礎控除額 (43万円) + (給与・年金所得者等の合計数-1) × 10万円 + (28万5千円×世帯の被保険者数) 以下の場合 | 5割       | 21,550円  |
| 基礎控除額 (43万円) + (給与・年金所得者等の合計数-1) × 10万円 + (52万円×世帯の被保険者数) 以下の場合   | 2割       | 34,480円  |

※ 給与・年金所得者等とは、次のいずれかを満たす方です。

▶ 給与収入額が55万円を超える方

▶ 公的年金等に係る収入額が125万円を超える方（65歳未満の方は60万円）

| 該当する方の条件など                                     | 均等割の軽減割合 | 軽減後の均等割額 |
|--|----------|----------|
| 後期高齢者医療に加入する前日まで、会社の健康保険などの被扶養者であった方（制度加入後2年間） | 5割       | 21,550円  |

※国民健康保険（国保）と国民健康保険組合（国保組合）に加入されていた方は、軽減措置の対象になりません。  
※令和3年4月1日時点で、すでに制度加入から2年を経過している方の均等割額は、世帯の所得によって判定されます。

（注意）

## 会社の健康保険などの 被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療保険に加入する前日まで会社の健康保険などの被扶養者であった方については、均等割額が5割軽減され（所得が少ない方については7割軽減）、かつ所得額にかかわらず保険料の所得割額が免除されます。なお、均等割額の軽減措置は制度加入から2年間有効です。

## 保険料額決定通知や納付書を 7月15日に発送します

令和2年中の所得に応じて確定した令和3年度後期高齢者医療保険料をお知らせする通知を、加入者の皆さまに送付します。保険料の徴収方法は、特別徴収（年金からの天引き）と普通徴収（口座振替または納付書による納付）があります。例年特別徴収されている方であっても、介護保険料などの状況によっては、年金天引きが停止されて納付書が同封される場合があります。届き次第必ずご確認ください。

## 普通徴収による保険料納付は 口座振替が便利です

保険料を納付書で納めていただく方については、納め忘れの心配がなく、かつ納付の手間も省ける、口座振替をおすすめしています。市内の各金融機関で随時申し込み可能です。また、キャッシュカードがあれば市役所各庁舎窓口でも手続きできます。

### 取扱金融機関

秋田銀行、北都銀行、羽後信用金庫、東北労働金庫、秋田おばこ農業協同組合、ゆうちょ銀行（郵便局）

▶ 制度運営全般・保険料の算定…秋田県後期高齢者医療広域連合 業務課 ☎ 018-853-7155  
▶ 各種申請・届出…仙北市民生活課 国民健康保険係 ☎ 43-3316  
▶ 保険料の納め方…仙北市民生活課 市民税係 ☎ 43-1117

問合せ

国民年金

国民年金保険料免除等の申請について

問合せ ▶ 仙北市民生活課 国民年金係 ☎ 43-3316 ▶ 大曲年金事務所 ☎ 0187-63-2296

7月1日から免除等申請の受付が開始されます

国民年金保険料が納め忘れの状態、万一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（50歳未満）納付猶予制度」がありますので、住民登録をしている市区役所または町村役場の国民年金担当窓口か年金事務所まで手続きをしてください。申請書は窓口へ備え付けてあります。

令和3年度の免除などの受付は7月1日から開始され、令和3年7月分からは令和4年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、申請できる過去期間については、2年1か月前の月分までです。

失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方は、ご相談ください。

仙北市在宅子育てサポート事業と

仙北市子育てファミリー支援事業を開始します

【問合せ】子育て推進課（角館庁舎） ☎ (43) 2280



市が指定する有料の子育てサービスに利用できる「サポート券」を交付します。該当する方は、お忘れのないように申請をお願いします。

在宅子育てサポート事業

- 事業内容／在宅で小学校就学前児童の子育てを行う家庭に、経済的な支援を行うことより児童福祉向上を図るため、1万5000円相当のサポート券を交付します。
- 交付対象／次の要件をすべて満たす方
- 児童および保護者とも仙北市に住所を有すること
- 令和3年4月1日以前に生まれた小学校就学前児童の保護者
- 認可保育園、認定こども園、認可外保育施設もしくは幼稚園に入所（仙北市外の施設含む）していない児童の保護者
- 仙北市保育園入所待機児童等支援事業費補助金の交付対象となっていない児童の保護者

子育てファミリー支援事業

- 事業内容／平成30年4月2日以降に第3子以降が生まれ、小学校就学前の子を養育している家庭に、経済的な負担を軽減し安心して子どもを産み育てる環境づくりを進めるため、1万5000円相当のサポート券を交付します。
- 交付対象／次の要件をすべて満たす方

介護保険料の納付について

介護保険料額のお知らせは7月中旬に発送します

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は所得や住民税課税状況によって決定し（表参照）、納め方は納付書や口座振替で納める普通徴収と年金からの差し引きで納める特別徴収に分かれます。介護保険料額のお知らせは7月中旬に発送します。

なお、第1段階から第3段階の住民税非課税世帯については、保険料の負担軽減を行っています。

普通徴収

7月中旬送付の納付書により納めます。納め忘れを防ぐため、口座振替の利用をおすすめします。

※普通徴収の対象となる方は、年金の年額が18万円未満または受給していない方、4月1日の時点で年金を受けていない方、令和3年度中に65歳になる方などです。

特別徴収

年金支給月（偶数月）に年金からの差し引きによる納付となります。

介護保険

- 児童および保護者とも仙北市に住所を有すること
- 平成30年4月2日以降に第3子以降が生まれ、その子を含む3人以上の子を養育していること
- 就学前の子を養育していること

共通事項

- サービス内容
  - ①子ども笑顔が広がるサービスプラン（絵本・ケーキ・子どもの靴購入、子どもの記念写真、予防接種など）
  - ②家族の絆を深めるサービスプラン（水族館の入館料や動物園の入園料など）
  - ③一時的な保育を支援するサービスプラン（一時保育サービス、託児サービス）
- 子育てファミリー支援事業については、②は対象外となります。
- ※詳細は、申請窓口を設置しているリーフレットをご覧ください。
- 申請先／子育て推進課（角館庁舎）、田沢湖・西木市民センター、各出張所
- 持ち物／印鑑
- 申請・交付期間／7月1日（木）～令和4年2月28日（月）
- 有効期限／令和4年3月31日（木）



| 段階   | 区分（令和3年度の住民税課税状況など）  | 保険料（年額）           |
|------|--|-------------------|
| 第1段階 | 世帯全員が住民税非課税<br>生活保護を受給している方<br>本人の前年の【合計所得金額＋課税年金収入額】が80万円以下の方 | 24,120円 基準額×0.3   |
| 第2段階 | 世帯全員が住民税非課税<br>本人の前年の【合計所得金額＋課税年金収入額】が120万円以下の方                | 30,150円 基準額×0.375 |
| 第3段階 | 世帯全員が住民税非課税<br>本人の前年の【合計所得金額＋課税年金収入額】が120万円を超える方               | 56,280円 基準額×0.7   |
| 第4段階 | 住民税課税世帯（本人非課税）<br>本人の前年の【合計所得金額＋課税年金収入額】が80万円以下の方              | 70,350円 基準額×0.875 |
| 第5段階 | 住民税課税世帯（本人非課税）<br>本人の前年の【合計所得金額＋課税年金収入額】が80万円を超える方             | 80,400円 基準額       |
| 第6段階 | 住民税課税世帯（本人課税）<br>本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方                        | 100,500円 基準額×1.25 |
| 第7段階 | 住民税課税世帯（本人課税）<br>本人の前年の合計所得金額が120万円以上、210万円未満の方                | 104,520円 基準額×1.3  |
| 第8段階 | 住民税課税世帯（本人課税）<br>本人の前年の合計所得金額が210万円以上、320万円未満の方                | 120,600円 基準額×1.5  |
| 第9段階 | 住民税課税世帯（本人課税）<br>本人の前年の合計所得金額が320万円以上の方                        | 140,700円 基準額×1.75 |

新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年中の収入が著しく減少するなど、介護保険料の納付が困難な状況となった方に対して、申請によって介護保険料の減免または徴収猶予が認められる場合があります。詳しくは、右記までお問い合わせください。

問合せ  
▶ 介護保険事務所 保険給付班 ☎ 0187-86-3911  
▶ 仙北市長寿支援課 ☎ 43-2281  
▶ 仙北市包括支援センター ☎ 43-2283

体力・運動能力調査にご参加ください！

【問合せ】スポーツ振興課（角館庁舎） ☎ (43) 3390



- 運動能力を把握するよい機会です。自分の苦手なところを把握し、日々の健康のために役立てましょう。参加は無料ですので、ぜひご参加ください。
- 開催日時・場所
  - ▼7月13日（火）10時～12時、13時～15時・神代市民体育館
  - ▼7月14日（水）10時～12時、13時～15時・生保内市民体育館
- ※時間内は、いつでも参加できます。希望者には結果をお渡します。
- 服装・持ち物／スポーツができる服装、内履き（ズック）、タオル、水分補給のための飲料水、マスクなど
- 参加資格／一般男女（健康な方）
- 参加定員／各会場約40人
- 申込方法／スポーツ振興課まで電話・FAX（54、4102）でお申し込みください。田沢湖・西木市民センターでお申し込みの場合は備え付けの申込用紙に記入し、お申し込みください。
- 申込期限／7月12日（月）
- ※当日受付でも可能です。

クマに注意！

【問合せ】農林整備課（角館庁舎） ☎ (43) 2207



市内でのクマの目撃情報が寄せられています。早朝や夜間の外出、登下校、農作業の際は十分ご注意ください。お願いいたします。また、山へ入る際はクマの生息地へ行くという気持ちで行動し、単独での行動は控えましょう。

※住まいの周辺は見通しがきくよう草刈りを行い、生ごみなどは屋外に放置せずごみ回収にお出してください。

“火除け”に関する情報を集めています！

【問合せ】文化財保護室(角館庁舎) ☎ (43) 3384



角館「町割絵図」【享保年間(1716年～1736年)】／赤色の点線で囲まれた範囲が“火除け”

60年もの間、市民の皆さまに親しまれてきました旧角館庁舎が、その役割を終えて解体されることになりました。

この庁舎は、約400年前の江戸時代に造られた、延焼防止機能と防衛機能、そして武家町と町人町との境界機能をあわせもつ「火除け」と呼ばれる帯状の遺構の跡地に建てられています。

現在、仙北市では市のシンボルとなり得る「火除け」の復元を目指しています。そこで、市民の皆さまから広く「火除け」に関する情報を募ることにしました。

なお、東西方向に高さ1丈(約3メートル)もの土塁(土手のようなもの)があったとの記録も残っています。文字資料や写真(絵はがき)などの情報をお持ちの方は、次の連絡先までご一報ください。お待ちしております。

● 連絡先／文化財保護室  
住所／〒014-0392 角館町中菅沢81-8(角館庁舎2階)  
電話／43-3384  
FAX／54-4102  
電子メール／kybunka@city.semboku.akita.jp

祝日移動に伴う市民バス・デマンド型(予約制)乗合タクシーの運行スケジュールについて

【問合せ】企画政策課(田沢湖庁舎) ☎ (43) 1112

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に合わせて、2021年の祝日が移動することにより市民バス、デマンド型(予約制)乗合タクシーの運行スケジュールが右記のとおり移動しています。お間違いのないようご注意ください。

- ▶ 7月19日(月)／運行(平日) ▶ 7月22日(木)／運休(祝日)
- ▶ 7月23日(金)／運休(祝日)
- ▶ 8月9日(月)／運休(振替休日) ▶ 8月11日(水)／運行(平日)
- ▶ 10月11日(月)／運行(平日)

防災無線の情報を電話で確認することができます  
▼ テレドーム(テレホンサービス)  
☎ 0180-99-1555  
※ご利用には通話料がかかります(固定電話はダイヤル通話料、携帯電話は1分50円くらいの通話料)。



詳しくはこちら

防災無線の情報がメールで届きます  
▼ 安全安心メール(登録制メール)  
※事前の登録が必要です。詳しくは仙北市ホームページ(http://anshin.city.semboku.akita.jp/lists/)からご確認ください。



登録はこちら

完全予約制によるマイナンバーカードの  
時間外交付を行います

【問合せ】市民生活課市民係(角館庁舎) ☎ (43) 3307

写真付きのマイナンバーカードを申請し、お手元に発行通知書のハガキが届いている方を対象に、時間外でのマイナンバーカードの交付を行います(交付は予約した方のみに限ります。また時間外の交付窓口は角館庁舎のみとなっておりますので、あらかじめご了承ください)。

時間外での交付を希望する方は、各交付日の2日前までに電話でご連絡ください(マイナンバーカードの受け取り場所が田沢湖庁舎、西木庁舎となっている方についても、2日前までに連絡をいただければ角館庁舎で受け取りが可能です)。

マイナンバーカードの受け取りについては原則本人が来庁する必要があり、マイナンバーカードの受け取りについては原則本人が来庁する必要があります。

コンビニ交付サービスを停止します

【問合せ】市民生活課市民係(角館庁舎) ☎ (43) 3307

システムのメンテナンス作業により、7月3日(土)～5日(月)の期間は終日、マイナンバーカードを利用した住民票などのコンビニ交付サービスが停止となります。

住民票や印鑑登録証明書が必要な方は、お早めに取得いただけますようお願いいたします。

県内の特殊詐欺の被害者 約7割が高齢者です！

【問合せ】仙北警察署  
消費生活センター(角館庁舎) ☎ (43) 3313

特殊詐欺の多くは、(犯人の電話)から始まっています。不審な電話や、身に覚えのない請求は、まず詐欺を疑い、すぐに警察へお知らせください。警察へ電話をするのはなんだから...といった遠慮はいりません。深く考えずに「変な電話がかかってきたけど...」「ほかの人に言えばダメだって言われたけど...」「訴えるって言われたけど...」といった感じで大丈夫ですので、一人では悩まないでください！

在宅介護生活を支援します

【問合せ】包括支援センター(角館庁舎) ☎ (43) 2283

- 対象/次の要件をすべて満たす方
- ▼ 仙北市に住所を有する方。
- ▼ 介護保険法において要介護4または5と認定された在宅で要介護者を介護している家族。
- ▼ 市県民税非課税世帯であること(住民基本台帳上、別世帯でも、実態として市県民税課税世帯と同一世帯にみなされる場合は対象となります)。
- 申請方法/次の3枚をそろえて各窓口(包括支援センター・市民センター・出張所)へ申請してください。

- ▼ 家族介護用品支給申請書(窓口にあります)
- ▼ 介護保険被保険者証の写し
- ▼ 世帯全員の市県民税非課税証明書(発行手数料は無料になります)
- 支給券/1人月額4150円の介護用品券
- 支給方法/指定薬局で次の介護用品6品目から希望のもの引き換えてください。
- ▼ 紙おむつ ▼ 尿とりパット ▼ 使い捨て手袋 ▼ 清拭剤 ▼ ドライシヤン プー ▼ ウエットティッシュ

自動録音装置を貸し出しています

仙北警察署および消費生活センターでは、高齢者世帯を対象に特殊詐欺対策に効果的な「自動録音装置」を無料で貸し出しています。

仙北市安全・安心メールの登録を

仙北市安全・安心情報メールでは、特殊詐欺に関する情報を配信しています。



登録はこちら